

## 平成28年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業について

## とくしま教育の日（教育週間）について

### 1 経緯

文部科学省では、我が国の教育・文化に関し、一般国民の関心と理解を深め、その充実振興に資するため、毎年「文化の日」を中心とした11月1日から7日までの一週間を教育・文化週間（昭和34年閣議了解）として、教育・文化に関する行事を集中的に実施している。

本県においても「とくしま教育の日を定める条例（平成16.3.31）」により、11月1日を「とくしま教育の日」、11月1日から7日までの一週間を「とくしま教育週間」と定めている。

この「とくしま教育週間」に実施される事業を「教育週間事業」と位置づけるとともに、「とくしま教育週間」に前後する期間（教育週間を除く10・11月）に実施される事業を「関連事業」としている。

この期間には県主催事業をはじめ、教育団体や各学校等の協力のもと県内各地域において様々な事業が実施されている。

（参考）「とくしま文化の日を定める条例（平成25.3.22）」により、県民の文化に対する関心と理解を深め、本県の優れた伝統文化を継承するとともに個性豊かな文化を創造し、本県の文化の振興に資することを目的として、11月の第二日曜日を「とくしま文化の日」、11月3日から同月の第三日曜日までを「とくしま文化推進期間」と定めている。

### 2 目的

「県民の教育に対する理解を深めるとともに、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図る」ため、各種の教育に関する事業を集中的に実施する。

### 3 とくしま教育の日（教育週間）シンボルマーク



## とくしま教育の日

（平成25年度に一般公募により決定）

ロケットのように上昇する鉛筆は、未来への希望を表し、三色の交わり合った輪は、学校・家庭・地域が一体となって徳島の教育の充実と発展に取り組むという思いが表現されている。

このシンボルマークは「とくしま教育の日」に関する事業の啓発のためのマスコットとして作成したものである。ホームページや広報紙、実施事業のチラシ等各種印刷物に掲載するなど、幅広い活用を促している。

## 平成28年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業について

実施予定の事業数は、全体で914事業となっており、その主催団体別及び事業区分別の内訳は、次のとおりです。

### （1）主催団体別内訳

①県・県教育委員会	134事業（教 22・関112）
②県立学校	136事業（教 37・関 99）
③市町村・市町村教育委員会	530事業（教143・関387）
④関係団体	74事業（教 17・関 57）
⑤私立学校	26事業（教 6・関 20）
計	914事業（教228・関686）

### （2）事業区分別内訳

①オープンスクール	296事業（教 88・関208）
②文化・芸術	173事業（教 66・関107）
③スポーツ・健康	44事業（教 9・関 35）
④子育て・地域社会・生涯学習等	182事業（教 23・関159）
⑤環境活動	13事業（教 1・関 12）
⑥国際関係	4事業（教 1・関 3）
⑦人権・福祉	69事業（教 21・関 48）
⑧科学・産業等	22事業（教 1・関 21）
⑨野外活動	31事業（教 10・関 21）
⑩学園祭	61事業（教 6・関 55）
⑪学校教育・教育行政全般	19事業（教 2・関 17）
計	914事業（教228・関686）

※教→教育週間事業：教育週間(11月1日から7日)に実施予定の事業

※関→関連事業：教育週間に前後する期間(教育週間を除く10・11月)に実施予定の事業

## 平成28年度とくしま教育の日（教育週間）実施事業の概要

### 【徳島県・徳島県教育委員会 主催事業】

- まなびの丘フェスティバル2016 (11/1・3 総合教育センター)  
徳島県立総合教育センターへの県民の理解を深めるとともに、体験学習、講演会、発表会、展示等の諸行事を通して、県民のまなびを支援し、地域社会との交流を促す。  
第1日 徳島県立総合大学校奨励賞交付式・記念講演会  
第2日 発達障がい教育講演会、体験学習、発表会、展示、農業高校生徒が育てた農作物や加工品等の販売等
  
- 徳島県立総合大学校奨励賞交付式典 (11/1 総合教育センター)  
徳島県立総合大学校「まなびーあ徳島」の所定の単位を修得した方へ奨励賞の交付式を行うとともに、記念講演会を実施する。
  
- 徳島県高等学校総合文化祭 (11/3～11/20 あわぎんホールほか)  
文化部活動に取り組む県内の高校生が、文化部活動の発表、展示、競技等を行う。
  
- 高校生産業教育展 (11/23 シビックセンターほか)  
職業教育に関する学科等で学ぶ高校生が、日頃の学習成果を紹介し、学校独自の特色ある教育活動と産業教育の魅力を広く県民にアピールする。
  
- イングリッシュキャンプ (10/22～23 美馬市 11/5～6 牟岐町)  
公立中学校の生徒が県内に在住する外国人（留学生、ALT（外国語指導助手））との交流をとおして、コミュニケーション能力の基礎の育成に寄与するとともに、広く世界に目を向ける姿勢や国際協力の精神を養い、グローバル人材の育成を図る。

## 【県立学校 主催事業】

### ○オープンスクール（公開授業等）

小中学生や保護者、地域の方々に授業や部活動の参観、学校説明会の実施

### ○学校祭・体育祭

- ・生徒の学習活動における成果物の展示・販売や発表等を行う学校祭
- ・参加者一人一人の体力向上と互いの親睦を図る体育祭

### ○講演会

人権や進路等に関する講演会

### ○ボランティア活動

地域環境の美化活動や保護活動など

## 【市町村・市町村教育委員会 主催事業】

### ○オープンスクール（公開授業等）

### ○文化祭、体育祭等の学校行事の開催など

### ○人権学習

講演会や学習会など

### ○地域社会における交流・生涯学習関連事業の実施

町民祭、三世代交流会、学校・地域・消防合同の防災訓練など

### ○文化・芸術関連事業の実施

音楽鑑賞、文化財まつりなど

### ○スポーツ大会等の実施

陸上運動記録会、体操発表会など

### ○野外活動

ふるさと発見ウォーク、オリエンテーリング、農作物の収穫など

### ○環境活動

環境学習会、学校周辺での清掃活動など

## 【関係団体 主催事業】

### ○公民館

- ・人権学習会
- ・英会話教室や音楽・絵画教室等の文化的講座
- ・阿波踊り体操教室やスポーツ教室等の体育的講座 など

### ○図書館

- ・鳴門教育大学と連携した講座
- ・絵本等の読み聞かせ会や各種お話し会
- ・ハロウィンパーティなどの各種イベント など

### ○各種教育関係団体

- ・親子ふれあいフォーラムや人権教育研究大会
- ・運動会やウォーキング大会
- ・各種フェスティバルやふるさとカーニバル等のイベント など

## 【私立学校 主催事業】

○公開授業、人権弁論大会、バザー、作品展など

○育児講座、子育てフォーラムなど

## 平成28年度とくしま教育の日（教育週間）の広報について

各団体において、次のとおり広報活動を実施する。

実施団体	媒体名・内容
県教育委員会	県教育委員会ホームページ
	マスコミへの情報提供
	県内ケーブルテレビ各社への情報提供
	教育通信ふれあい広場（公立小中高保護者向け広報紙）にて、とくしま教育の日の記事
	県広報紙等の活用
県立高校	各学校のホームページへの掲載
	パンフレット・ポスターの作成、配布
	各種文書を活用して とくしま教育の日 の周知
市町村・市町村教育委員会	各市町村のホームページへの掲載
	各市町村の広報誌への掲載
関係団体	パンフレット・ポスターの作成、配布

とくしま教育の日を定める条例（平成十六年三月三十一日徳島県条例第三十五号）

（趣旨）

第一条 県民の教育に対する理解を深めるとともに、学校教育及び社会教育の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図るため、とくしま教育の日を設ける。

（とくしま教育の日）

第二条 とくしま教育の日は、十一月一日とする。

（とくしま教育週間）

第三条 第一条の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、十一月一日から同月七日までをとくしま教育週間とする。

（事業等）

第四条 県は、とくしま教育週間において、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

2 県は、県民及び市町村その他の団体に、とくしま教育週間を中心として、第一条の趣旨にふさわしい事業を行うよう協力を求めるものとする。

3 県は、前二項の規定により行われる事業について、広く県民に参加を呼びかけるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成十六年三月三十一日施行）

## 「とくしま教育の日」実施本部設置要綱

### (設置)

第1条 「とくしま教育の日を定める条例」第4条の規定に基づき、条例の趣旨にふさわしい事業等を有意義かつ効果的に実施するため、「とくしま教育の日」実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 実施本部は、「とくしま教育の日」に関する施策の推進のための基本的事項を審議する。

### (組織)

第3条 実施本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、徳島県教育委員会教育長をもって充てる。

3 副本部長は、徳島県教育委員会副教育長及び教育長が指定する教育次長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長等の職務)

第4条 本部長は、実施本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在又は事故があるときは、その職務を代理する。

### (本部会議)

第5条 実施本部の会議は、本部長が必要に応じ招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (企画運営委員会)

第6条 実施本部に、教育の日に関する具体的施策の検討及び連絡調整のため企画運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置については、本部長が別に定める。

### (庶務)

第7条 実施本部の庶務は、徳島県教育委員会教育政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月6日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

知事部局関係課

徳島県政策創造部県立総合大学校副本部長  
徳島県経営戦略部総務課長  
徳島県県民環境部とくしま文化振興課長  
徳島県県民環境部次世代育成・青少年課長

県教育委員会

総合教育センター所長  
教育政策課長  
教職員課長  
学校教育課長  
文化の森振興本部企画振興部長  
生涯学習課長

市町村教育委員会

徳島県市町村教育長会長

学校関係団体

徳島県高等学校長協会会長  
徳島県中学校長会長  
徳島県小学校長会長  
徳島県国公立幼稚園・こども園長会長  
徳島県私立学校団体連合会長

教育関係団体

徳島県高等学校PTA連合会長  
徳島県PTA連合会長  
徳島市・名東郡PTA連合会会長  
徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会長  
徳島県公民館連絡協議会長

